

入居の栞

生協管理物件に入居する方へ

電気・ガス・水道などの諸手続きはご契約者様ご自身でお願い致します。

各会社の連絡先は重要事項説明書に記載してありますのでご確認ください。



電気、ガス、水道の契約手続き（1）：～電気の契約手続き～

電気の契約は、お部屋の入り口付近にある「電気使用申込書」に必要な事項を記入し投函する事で行なえます。また事前に使用開始日を指定して“電話申し込み”や“インターネット申し込み”なども行なえます。事前に申し込みを済ませておくことで後の手続きの負担を軽減する事も出来ます。

なおブレーカーが下りている場合がありますので、スイッチを操作して通電を確認してください。



電気温水器をご利用の際は

- 必ずタンク内に水が溜まっていることをご確認ください（空焚きのため、故障することがあります）。
- 電気温水器は深夜電力を利用しお湯を沸かします。ご入居日にお湯を使用されるご予約の場合は、前日から通電しておく必要があります。入居日の前日までに電気の開始をするようお申し込み下さい。
- リモコンのタイマー時刻がずれている場合がありますので、ご確認ください。



電気、ガス、水道の契約手続き（2）：～ガスの契約手続き～



ガスの開栓は、電話などで“ガス使用開始日の予約”を行ない、“立ち会い”のもとでガス栓の開栓を行ないます。ガス栓の開栓には立ち会いが必要ですので、“当日の立ち会いが行なえる時間帯”を予約しましょう。

重要事項説明書にガス会社の電話番号を記入しております。不明な点は、貸主または管理者に確認してください。引越しがピークとなる3月末や4月初旬は、お待ちいただく場合もありますので余裕をもって準備するようお願いいたします。



電気、ガス、水道の契約手続き（3）：～水道の契約手続き～



水道の使用開始には水道局へ連絡し“水道の元栓”を開栓する必要があります。

ガスとは異なり使用開始日を管轄する水道局に知らせることにより、“立会い不要”で水道の利用を開始できます。申し込みは余裕を持って行なう事が望ましいです。早めに手続きを行なうようにしましょう。

開栓の手続きが平日に限られている場合もあります。土曜や日曜などは開栓の行なえない場合もあります。その場合には直前の平日などに使用を開始できるよう手続き行ないましょう。

なお、毎月定額、家賃または共益費に水道料金が入みの場合、貸主が一括管理している場合には連絡は不要です。不明な点は、貸主または管理者に確認してください。

安心して生活するための注意点

外出時は注意

短時間の外出でも必ず施錠し、火の元を全て確認しましょう。**鍵は、物件を特定するものとは一緒にしないで携行しましょう。**万一紛失した場合は、シリンダーごと交換することになります。管理者または貸主へ連絡してください。その場合の鍵の交換費用は、入居者に負担していただくこととなります。



漏水に注意

全自動洗濯機をご使用の際は、ホースが外れないように注意し、外出時には絶対に使用しないでください。使用時以外は蛇口を閉めておくようにしましょう。また、夜間の使用は控えましょう。2階以上の方は特に注意が必要です。**定期的に流し台、浴室の排水口を清掃し、パイプが詰まったりしないように注意しましょう。**



停電?!と思ったら

突然停電した!と思ったら、自分の部屋だけみたい・・・。そんな時はブレーカーが落ちていないか確認を。使っている電化製品のスイッチを切ってから、ブレーカーを上げれば回復します。それでも回復しない時は、大家さんまたは管理者までお問い合わせください。



ゴミはルールを守って処分しましょう

学生アパート・マンションへの近隣からの苦情の大半はゴミ問題です。**ルールを守って正しく処分してください。**また粗大ゴミの処分も市町村のルールを守って正しく処分してください。各市町村指定のゴミ袋きちんと分別して出すようにしてください。通路やベランダへの放置は放火をまねき、緊急時に支障をきたしますので、絶対にしないでください。室内もできるだけ清潔にしておき、長期の不在時には、異臭や害虫を発生させないように正しく処分してください。



騒音にも注意しましょう

夜間21時以降の騒音（テレビ、ゲーム、音楽、電話や会話の音量に注意。車やバイクのエンジンを必要以上にかけない等）にご注意ください。深夜の洗濯や掃除も控えるようにしましょう。**改善されない場合には契約違反（迷惑行為）として退去していただく場合もあります。**なお、帰省時は目覚ましやオーデオタイマー、テレビのオンタイマー等の設定を解除してください。



押し売りに注意

新聞勧誘、消火器、火災報知機、換気扇フィルターの交換が入居者の義務のように説明してくるなど、管理者を装ってのさまざまな訪問販売などがありますが、充分注意して対処しましょう。**知り合い以外にはドアを開けない、開ける場合もチェーンはかけたまま対応を。**不要な場合はきっぱりと断る勇氣が必要です。管理者を名乗る場合は、電話番号を聞き、必ず名刺をもらいましょう。その場で依頼せずに、不安な場合は、大家さんまたは管理者までお問い合わせください。



水回りは常に清潔に

特に汚れやすいキッチン・トイレ・浴室は、こまめに掃除をしておかないと、汚れが落ちにくくなり、ルームクリーニング料金割増の原因になります。



家具の置き方

カーペットや畳がへこむような家具は、敷物を敷く等の工夫をしましょう。フローリングの部屋では、ひきずってキズがつかないように、家具の足にゴムやフェルトなどをつけるなどの予防も効果的です。

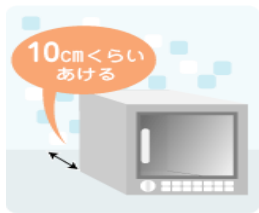
エアコンの掃除をしましょう

エアコンのフィルターが詰まると効率が悪くなり、冷暖房が効きにくく、電気代もかかります。**1~2週間に一度の清掃をしてください。**



クロス焼けに注意

冷蔵庫・TV・家具などを置く時は壁にピッタリつけずに**隙間(5cm~10cm) あけましょう。**電気焼けや日焼けが生じ、クロスが張替えが必要となる場合があります。



タバコは必ず室外で

室内は禁煙です。タバコは室外でおねがいします。また、敷地内禁煙の建物も増えてきています。ご注意ください。

タバコのヤニで汚れた壁などの張替えは、借主の費用負担となります。

通路は共有スペース

共用施設や通路などに私物を置かないでください。万一の災害時などには逃げ道を塞ぐ可能性があります。古新聞や雑誌の束、出前の容器、自転車なども放置しないで下さい。



火災を起こさないために

就寝前、外出前には火の元を必ずご確認ください。暖房器具の前に、燃えやすい物を置くと発火の危険があります。ご注意ください。消火器の設置場所や使い方も確認しておきましょう。

火事は最初の消火が肝心です。消火器の使い方を覚えておきましょう。

- (1) 安全栓を引き抜く
- (2) ホースをはずし火元に向ける
- (3) ギュッと握り消火



地震対策

地震が起こったら、まず火を消し、ガスの元栓を閉めましょう。避難路や避難場所の確認、防災グッズの用意も怠らずに。



前の住人の郵便物が届いたら

前に住んでいた人が住所変更や転送手続きをしていない場合、その人宛ての郵便物が届いてしまいます。その場合は、「宛て名が違います」などの付箋をつけてポストに投函すればOKです。

たとえ誤配されたものであっても、他人宛ての郵便物を勝手に開封すると罪になります。引越し直後は、郵便物が自分宛てのものかどうか確認してから開けましょう。



ペット禁止



室内室外を問わず、鳥類・魚類・犬・猫等、ペットの飼育・一時預かり・餌やり行為は全面禁止です。万が一ペット飼育が発覚した場合、基本清掃料の他、クロス全面張替、柱・フローリングの修繕費用、消毒・消臭費用などの原状回復費用を支払っていただく事になります。

駐車場・駐輪場について



マンションの駐車場への無断駐車、周辺、近隣への迷惑になるような駐車はやめてください。注意をおこなっても改善されない場合は、退出していただくこともあります。

別途指定が無い場合、来客用の駐車場はありません。ご注意ください。車を所有された場合、駐車場の契約が必要になりますので大家さんまたは管理者まで連絡してください。

自転車を止める時はきちんと整理整頓して駐輪場に止めましょう。路上や玄関（入口）に止めていると通行の邪魔になり迷惑です。みんなの駐輪場です。きちんとルールを守りましょう。

近所付き合いについて

学生同士でも、部屋の両隣上下の入居者には挨拶をしておきましょう。

また、行き会ったときの挨拶はマナーとして交わしたいものです。将来、どんなことでお世話になるかわかりません。隣の学生が一番仲の良い友人になることもあります。

長期不在は連絡を

長期間外出（帰省等、1ヶ月以上留守）の際は必ず大家さんまたは管理者へ連絡しましょう。長期間留守にする時は、新聞・郵便物の配達の一時中止や、定期的に友達に預かってもらう等の対処をしましょう。そのままにしておくとう郵便物があふれ、空き巣などに留守を教えることになってしまいます。

このような場合は、すみやかにご連絡を！！



修繕の連絡はこまめに

修繕が必要となった場合には、生協もしくは大家さんに相談するようにしましょう。ご自分の過失の場合は学生賠償責任保険（一人暮らし特約）への費用請求を行う必要があります。まずは生協にご連絡ください。**不具合等が生じたら早めに連絡を。**

携帯番号が変わった

さまざまなお問い合わせに迅速に対応するために、電話番号（携帯番号、PHS番号）を貸主か管理者にお知らせください。**番号を変更した際は、速やかに新連絡先をお知らせください。**

契約書記載事項に変更がある場合

学校、帰省先住所、連絡先、連帯保証人の変更があった場合はただちに貸主または管理者に連絡してください。

※生協の組合員情報、学生総合共済加入情報の変更が必要になる場合があります。生協の窓口（生協本部事務所）にて変更の手続きをお願いいたします。

その他

火災ベル・異常音がなっている。
火災・水漏れ・停電など。
共用灯【廊下・階段】が切れている。
隣の部屋からの騒音。
不審者を見かけた時。
家賃の入金を忘れた時。

ご不明な点、困ったことがあったらお気軽に遠慮なく大家さん または香川大学生協へお問い合わせください。

香川大学生協 住まい事業部
電話：0120-35-3120
Mail：sumai@kadaicoop.com